

希望の持てるまちづくりに向けて 「行財政改革推進プランⅢ」令和元年度中間報告

本市では、平成23年度から第6次池田市総合計画によるまちづくりに取り組んでおり、そのまちづくりの基本目標の一つである「行財政改革を推進し希望の持てるまち」を達成するために、次の4つの施策を実施しています。

- 開かれた市政の推進
- 健全な行財政運営の推進
- 広域行政の推進
- 情報通信技術の活用

行財政改革推進プランⅢは、市政運営に対して、よりスピード感をもって効率的に行財政改革の取り組みを実施し、持続可能な行財政基盤を確

元年9月までの主な取組内容は次のとおりです。

- 開かれた市政の推進
 - 【市民参画の推進】産官学民の連携による地域課題の解決、東京オリンピック開催に伴う市内企業や各種団体などの市民参画の推進
 - 【広報機能の充実】行政防災無線の整備による広報機能の充実、SNSのさらなる活用による広報活動の推進
 - 【情報公開などの充実】審議会などの会議の公開の推進、パブリックコメント手続制度の推進による市民参画の場の確保
- 健全な行財政運営の推進
 - 【行政の効率性と財政の健全化の確保】旧細河小学校解体に伴う防災備蓄倉庫の利活用の検討、AI技術などの新たな技術の導入による事務処理の効率化とサービスの向上、家庭ごみ収集業務の委託拡充、クリーンセンターの運転管理業務の民間委託の検討、指定管理者に係るマニュアル・ガイドラインなどの整備と公民連携の推進に係る検討、五月丘保育所の移転・民営化、学校給食センターの運営の民間委託の検討、共同利用施設の再編・活用などの検討を含む公共施設の適正配置に向けた取組の推進、低区配水池の跡地活用の検討、池田市下水処理場の原田処理場への統合の検討、長寿命化計画策定に伴う五月山体育館の更新の検討、診療機能の向上による収支状況の改善
 - 【歳入の確保】多様な納付方法の提供による納税者の利便性向上、債権管理条例に基づく市債権

立していく必要があることから、これまで以上に目標管理を厳格に実施するため策定したものです。なお、同プランによる改革の目標は次のとおりです。

- ①財政調整基金残高 令和4年度末20億円以上
 - ②経常収支比率90%台
 - ③実働職員数 600人程度（一般会計）
 - ④良質な市民サービスの確保のための「働き方改革」の推進（職場環境の整備）
- 《中期目標》安定的な財政構造の確立（臨時財源補てんをせず形式収支黒字化）

の適正管理、徴収技術向上のための大阪府域地方税徴収機構への参加・職員派遣、市有財産の活用と未利用土地などの売却、ふるさと納税制度の活用によるみんなで作るまちの寄付の募集

【活力ある組織づくりと適正な人事管理】多様な任用形態の効果的な活用による業務の効率化と行政サービスの向上、人事評価制度の充実と人事管理への活用

- 広域行政の推進
 - 【他市町との連携の強化】豊中市との消防指令業務共同運用の継続と他市町とのさらなる連携の検討

- 情報通信技術の活用
 - 【情報システムの機能強化】スポーツ施設予約案内システムの運用、統合型GISを活用した市政情報発信の検討

- 【行政情報の活用的高度化】ウェブサイトなど各種ツールを活用した子育て支援施策の効果的な情報発信

- 【情報セキュリティ対策の高度化】住民基本台帳ネットワークや公的個人認証に係る内部監査の実施

今後も、市民サービスの質を確保しながら、行財政改革に着実に取り組んでいきます。

※中間報告は、市ホームページや行政情報コーナーでご覧いただけます。

問い合わせは行財政改革推進課 ☎754・7003

みんなで支える介護保険 仮算定保険料のお知らせ

介護保険料は前年中の所得を元に算定していますが、元年中の所得が確定する6月までは暫定保険料として、30年中の所得を元に介護保険料を算定します。

●65歳以上の方の仮算定介護保険料について

○普通徴収（納付書・口座振替で納付）の方

4～6月分仮算定介護保険料の通知書「仮徴収額通知書」を4月中旬に送付します。

○特別徴収（年金より天引き）の方

7月に本算定として「特別徴収決定通知書」（年間保険料）を送付します。

※4月以降も引き続き特別徴収で納付する場合の仮算定保険料（4・6・8月分）は、2月の保険料と同額となります。

●40歳以上の方は支払いを

○40～64歳（第2号被保険者）

医療保険の保険料に介護保険分をあわせて納めます。詳細は加入している医療保険者に確認してください。

○65歳以上（第1号被保険者）

年金（老齢・退職・遺族・障害）を年額18万円以上受給されている方は特別徴収、その他の方は普通徴収での納付となります。

●4～6月に65歳になる方、転入者の方

4～6月に65歳の誕生日を迎える方および転入者は、仮算定（4～6月）の納付書は作成せず、7月に「本算定」として7月～翌3月の9回に振り分けた納付書を送付します。

●領収書などは大切に

介護保険料は所得税の確定申告をする場合に、社会保険料控除の対象となりますので、領収書などは大切に保管してください。

●保険料を滞納すると

納付期限を過ぎると督促・催告が行われ、督促手数料・延滞金が加算されます。また、理由もなく保険料を滞納すると、介護保険を使って介護サービスを利用する場合、次のような給付制限の措置がとられます。

- ①1年以上滞納すると、サービスの利用料がいったん全額負担になります。
- ②1年6カ月以上滞納すると、保険給付が一時差し止めとなります。
- ③さらに滞納が続くと、保険給付から滞納保険料が控除されます。
- ④2年以上の滞納がある方は、滞納期間に応じて、サービスの利用料の自己負担額が3割または4割に引き上げられます。

※災害などの特別な事情で一時的に保険料が納められなくなったときは、徴収の猶予や減免を受けられる場合がありますので、介護保険課にご相談ください。



問い合わせは介護保険課 ☎754・6228